

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和7年3月25日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、愛知県立小牧特別支援学校に知的障害の児童生徒を対象とした学級を設置することに伴い、所要の改正を行うため必要があるからである。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

1 改正理由

愛知県立一宮東特別支援学校の過大化による教室不足を解消するため、愛知県立小牧特別支援学校に知的障害の児童生徒を対象とした学級を設置することから、所要の改正を行う。

2 改正内容

別表の愛知県立小牧特別支援学校の項に、知的障害の児童生徒を対象とした小学部、中学部及び高等部の学級に係る規定を追加する。

名 称	愛知県立小牧特別支援学校		
障 害 種 別	知的障害		
部 ・ 科	小学部	中学部	高等部
学 科	—	—	普通科
修 業 年 限	6 年	3 年	3 年
入 学 資 格	—	—	学校教育法第57条に規定する者

3 施行期日

令和8年4月1日

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯 田 靖

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立小牧特別支援学校の項を次のように改める。

愛知県立小牧特別支援学校	知的障害	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由	小学部		六年	
		中学部		三年	
		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校（以下「学校」という。）の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

新

別表（第一条関係）

旧

別表（第一条関係）

名 称	障害種別	部・科	学科	年 限	修 業	入 学 資 格
愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立にしお特別支援学校の項まで略	知的障害	小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
		小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
愛知県立いなざわ特別支援学校の項以下略	肢体不自由	小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
		小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
同上	知的障害	小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
		小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
同上	肢体不自由	小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者
		小学部		六年		
		中学部		三年		
		高等部	普通科	三年		学校教育法第五十七條に規定する者